（上場株式等に係る配当所得の課税の特例等に関する経過措置）

第五条　新令第四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び同号に係る第四条の六第一項の規定は、同号に規定する株式会社が平成二十三年一月一日以後に行う同号に掲げる自己の株式の取得について適用する。

（国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六条　新令第四条の五第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき改正法第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第七条　新令第四条の六の二第十三項の規定は、平成二十三年一月一日以後に生ずる同項第一号に規定する事由により支払う同項に規定する上場株式等の配当等について適用する。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第八条　新令第四条の七の二第一項の規定は、平成二十二年六月一日以後に設定される新法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託等について適用し、同日前に設定された旧法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託については、なお従前の例による。

（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置）

第九条　改正法附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第九条の六の規定に基づく旧令第五条の規定は、なおその効力を有する。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十条　新令第五条の六第十四項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に掲げる拠出金について適用し、個人が施行日前に支出した旧令第五条の六第十三項第五号に掲げる拠出金については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十一条　改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の六の規定に基づく旧令第五条の八の規定は、なおその効力を有する。

2　改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の六の適用がある場合における新令第五条の三から第五条の七までの規定の適用については、新令第五条の三第二項、第五条の四第十二項、第五条の五第八項、第五条の六第八項及び第五条の七第三項中「規定を」とあるのは「規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の六の規定に基づく新令第五条の九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	規定を	規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第十条の六第三項又は第四項の規定を
同法		所得税法

（個人の減価償却に関する経過措置）

第十三条　新令第五条の十第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする新法第十一条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新令第六条の三（同条第五項第二号ハに掲げる事業に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第七項第六号に定める減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧令第六条の三第五項第二号に定めるソフトウエア業の用に供する同条第七項第四号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

3　個人が平成二十二年七月一日前に死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合における旧令第六条の六第五項の規定による旧法第十三条第五項第二号に規定する障害者雇用割合の計算については、なお従前の例による。

4　新令第六条の七第一項第五号の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

5　改正法附則第五十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条（第一項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第七条の規定は、なおその効力を有する。

（給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第十四条　改正法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、同条第一項に規定する給与所得者等（以下この条において「給与所得者等」という。）がその使用者（改正法附則第五十八条第二項に規定する使用者をいう。以下この項及び第四項において同じ。）から使用人である地位に基づいて貸付けを受けた改正法附則第五十八条第二項に規定する住宅等の取得に要する資金につき支払うべき利息（以下この項において「支払利息」という。）がない場合又は当該支払利息の利率が独立行政法人住宅金融支援機構若しくは銀行の住宅に係る貸付金の利率その他の住宅資金の貸付けに係る金利の水準を勘案して財務省令で定める利率（以下この項及び第四項において「基準利率」という。）に達しない利率である場合とし、同条第二項に規定する政令で定める金額は、当該支払利息がない場合にあっては当該使用者がその使用人に対して行う金銭の貸付けで当該資金の貸付けに類するものにつき定めている利息の計算期間に相当する期間（当該利息の計算期間が一年を超える場合には一年とし、当該利息の計算期間がない場合には一月とする。）ごとに当該期間において当該給与所得者等が当該住宅等の取得に要する資金の貸付けを受けている金額につき基準利率により計算した利息の額に相当する金額とし、当該支払利息がある場合にあっては当該支払利息の計算期間ごとに当該計算期間において当該給与所得者等が当該住宅等の取得に要する資金の貸付けを受けている金額につき基準利率により計算した利息の額に相当する金額から当該支払利息の額を控除した残額とする。

第二項	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第十条の六第三項又は第四項の規定を含む。）
	（同項	（法第十条の六第一項
第三項	規定にかかわらず	規定（旧効力措置法第十条の六第十項の規定を含む。）にかかわらず
	同項各号に掲げる規定」と	同項各号に掲げる規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の六第三項又は第四項の規定を含む。）」と